

住民監査請求の手続きについて

住民監査請求とは

市民が、市長や市の職員による違法又は不当な公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の違法があると考えるときに、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を請求する制度です。

住民監査請求の目的

市の財政面における適正な運営と住民全体の利益を守るためのものです。個人の権利や利益の救済を図るものではありません。

住民監査請求の具体的な手続き

住民監査請求の具体的なお手続きについては次ページ以降をご参考ください。なお、住民監査請求をご検討の方は、事前にお電話等でご相談いただけます。

浅口市監査委員事務局 0865-44-7010

1. 住民監査請求ができる方

浅口市の住民（法人を含む。）です。

2. 住民監査請求の対象

浅口市長や市職員等に、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があり、市の財政に損害を与える場合が対象となります。（議会や議員の行為は含まれません。市の外郭団体や岡山県の行為も含まれません。）

具体的には、次のいずれかの行為が対象です。

(1) 違法又は不当な財務会計上の行為（相当の確実さをもって予測される場合も含む）

| 監査請求対象 | 例 |
|---------------|-----------|
| 公金の支出 | 補助金の支出 |
| 財産の取得, 管理, 処分 | 市有地の取得や売却 |
| 契約の締結, 履行 | 工事請負契約の締結 |
| 債務その他の義務の負担 | 補助金の交付決定 |

(2) 違法又は不当に怠る事実

| 監査請求対象 | 例 |
|----------------|--------------|
| 公金の賦課, 徴収を怠る事実 | 市税の徴収 |
| 財産の管理を怠る事実 | 市有地や市債権の保全管理 |

※その他、次の要件を満たす必要があります。

- 請求対象の特定：違法・不当を主張する行為は具体的に特定する必要があります。
- 具体的な違法・不当事由の摘示：違法・不当の主張が単なる憶測や主観的見解では住民監査請求の対象となりません。
- 損害発生の可能性：市の財政に損害が発生する可能性がない行為は請求対象外です。
- 必要な措置を求めているか

3. 請求ができる期間

違法又は不当な財務会計上の行為については、各々の行為があった日又は終わった日から1年を経過すると住民監査請求はできません。ただし、正当な理由がある場合はこの限りではありません。

※違法又は不当に怠る事実には、原則として請求期間の制限はありません。

4. 請求書の作成

監査請求はその要旨を記載した文書（職員措置請求書）により行う必要があります。

- できる限り直接ご持参ください。
- 郵送も可能ですが、FAX やメールでの提出はできません。
- 請求人の自署（記名は不可）が必要です。
- 請求書の記載に不備がある場合は、補正をお願いすることがあります。

職員措置請求書には、請求の対象とする違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実を証する書面（事実証明書）の添付が必要です。

- 事実証明書の例：新聞記事、情報公開請求で公開された文書
- 違法性・不当性を基礎づける事実についても事実証明書は必要です。
- 複数の事実証明書がある場合は番号を付けてください。

5. 請求書提出後の事務の流れ（概要）

提出後は、以下の流れで進みます。

- （1）請求の要件審査
- （2）監査の実施（請求人・関係課の陳述など）
- （3）監査結果の決定（60 日以内）

請求に理由ありと認められた場合、市長等に対して必要な措置を講じるよう勧告します。結果は請求人に通知され、市のホームページ等で公表されます。

6. 監査の結果に不服がある場合

裁判所に対して住民訴訟を提起することができます。訴訟提起できるのは、監査結果等に不服ある場合、監査が 60 日経過しても行われない場合などで、いずれも所定の期間内に行う必要があります。

※住民訴訟の対象は違法な財務会計上の行為・怠る事実のみで、不当な行為は対象外です。